秦野・霊園開発

計画書 差し戻しを

自然保護グループ 条例違反訴え県に要求

秦野市渋沢の八国見山（319メートル）南面区域での大規模霊園開発問題で、市民で作る「渋沢丘陵を考える会」など自然保護グループ5団体が、事業者が提出した霊園開発計画書の差し戻し要求書を黒岩祐治県知事宛てに郵送した。開発区域が、県土地利用調整条例で定める民間企業による霊園開発区域の上限面積20ヘクタールを上回るとして、条例違反を訴えた。

要求書などによると、事業者の公益財団法人「相模メモリアルパーク」が計画する霊園開発区域の広さは約19・88ヘクタールとされているが、法人と密接な関係にある湘南地域の株式会社が、霊園への進入路建設予定地の近くに0・87ヘクタールの駐車場を整備するとされている。駐車場は同条例で墓地に付帯する施設とされているため、市民団体は総面積は20ヘクタールを超える20・75ヘクタールになると主張している。

また、秦野市墓地条例では、計画地外の駐車場は墓地専用施設として常設することが義務付けられているが、県土地利用調整条例に基づく県庁の課長クラスで構成する幹事会では「お盆などの繁忙期だけ民間の駐車場を確保することになっている」と説明されたとし、この点についても同市墓地条例違反と指摘している。

この幹事会では、駐車場の現地調査が行われないまま「開発許可に相当」の審議結果が出された。【高橋和夫】

建設予定の進入路入り口近くに設けられた駐車場